

令和3年度 第3回 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度
利用促進計画策定委員会議事録

1 日時

2021（令和3）年10月19日（火） 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

岩倉市生涯学習センター研修室1・2

3 出席者（敬称略）

区分	氏名	所属等
学識経験者	朝倉 美江	金城学院大学教授
医師	日比野充伸	一般社団法人岩倉市医師会
成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	野田 隆誠	成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
愛知県社会福祉士会	瀬瀬 光幸	成年後見研修委員会担当理事
市町社会福祉協議会	宇野 千春	社会福祉法人大口町社会福祉協議会事務局長
地域包括センター	井上 健	社会福祉法人おおぐち福祉会
障害相談支援事業所	小木曾眞智子	相談支援事業所アザレアフォルテ
居宅介護支援専門員団体	大野 充敏	小牧市介護支援専門員連絡協議会
高齢者施設の職員	東 謙次	社会福祉法人高坂福祉会扶桑苑施設長
障害者施設の職員	中野 勝利	社会福祉法人あいち清光会サンフレンド
民生委員	間宮 輝明	扶桑町民生・児童委員協議会
老人クラブ	櫻井 逸子	岩倉市老人クラブ連合会
公募委員	大島 和恵	小牧市在住
公募委員	間宮 進示	扶桑町在住
行政職員	浅野 秀和	小牧市障がい福祉課長

行政職員	石川 文子	岩倉市福祉課長
行政職員	前田 憲吾	大口町健康生きがい課長
行政職員	小室 和広	扶桑町健康福祉部福祉児童課長
オブザーバー	小栗 裕介	名古屋家庭裁判所一宮支部

事務局 尾張北部権利擁護支援センター 山中和彦、安藤一成、小川晴美、土屋志保
(欠席) 宮本英行、尾関憲明、中村朋美、倉知静子各委員

4 内容

(1) あいさつ

○山中センター長

定刻となりましたので、ただいまから「2021年度第3回小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会」を開催いたします。

本日は、宮本委員、尾関委員、倉知委員、中村委員から欠席のご連絡をいただいております。

本策定委員会は、設置要綱にもとづき、委員の過半数の出席をもって成立いたしますので、本日の会議は成立いたします。

本日の資料の確認をいたします。

まず、本日の次第でございます。次第の次に、計画の素案、国の中間取りまとめの本文と概要版の3点をお届けいたしました。また、本日の会議の席上、委員のみなさまからご意見をうかがえるのは、素案の第4章部分だけです。残りの部分についてご意見をいただくための用紙をお配りいたしております。

次に、本日追加で、私どものセンターが行う11月23日の住民向け研修会のチラシをお配りいたしております。

本日は、前回の会議の終了後、委員の方から、グループ討議にした方がひとりひとり発言もしやすく、また、発言の機会も増やせるとご提案いただきましたので、今回そのような形で進めさせていただきます。

A班はおおむね小牧市の関係の皆様、B班は岩倉市の関係の皆様、C班は大口町及び扶桑町に関係する皆様の席となっておりますので、闊達なご意見を賜りたいと考えております。

また、本日も議事録作成のため、録音および録画をいたしておりますので、ご承知おきをお願いします。

それでは、以降の進行は、朝倉委員長に御願いをいたします。ひとことごあいさつをいただきまして、会議に入っていただければと思います。よろしく申し上げます。

○朝倉委員長

第3回の策定委員会の開催をよろしくお願いいたします。

前回、調査の結果を皆さんと共有させていただきましたが、本当に深刻な課題がたくさんあると、さらにこれからますます厳しい状況だろうということが予想されていきます。本当に今、若い人とか、特に女性の課題が集中しています。自殺率がとても高い状況というような深刻な状況になっているかと思います。本学でも、学生さん達の話聞いてみると、今まではなかったんですけど、家族の問題に悩んでいるという声がとても多くなりました。祖母の問題、祖父の問題、本当に家族で今まで別居していたのが同居して、母親が思ったように行かなくなってしまうという声とか、父親や倒れてしまったとか、本当に身近なところでも皆さんのところでも、厳しい状況が、広がっているということを実感していると思います。

さらにこれからもっと大変な時に、権利擁護というのは本当にセーフティーネットというところの最後にたどり着けるような、とても大切な役割を果たすと思いますので、ぜひ今回の計画の中で、どれだけ私たちの思いを汲み取れるか、私たちがその地域の中で、どれだけ一人一人を守られるような、いろんな動きを作っていける制度も作っていけるのか。そして人も増やしていく、とても大事なことだと思いますので、今日はぜひ、必ず、3回くらいはみんな発言しようというくらいのつもりで、闊達な意見交換をしていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。

終了予定時刻は、3時になっておりますので、進行にご協力をお願いしたいと思っております。

今日は、今申し上げたように意見交換が中心ですが、意見交換の前提として、事務局から内容の説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 議題

【議題(1) 当区域における成年後見制度利用促進計画の素案について】

○山中センター長

それでは、尾張北部権利擁護支援センター山中から、ご説明をいたします。

説明に使います資料は、こちらのA4で印刷しております資料でございます、成年後見制度利用促進計画素案ということで、目次から始まっている資料でございます。

時間が20分と限られておりますので、要点のみをご案内をさせていただきます。

まず3ページをご覧ください。計画策定の主旨、それから計画の位置づけ、5ページには計画の対象期間、4番として計画策定体制ということで、これは行政計画で、お決まりのパターンですので、そのまま記しておりますけれども、ここで3ページ、2番の計画の位置づけの中で、本計画の特徴的なことを2点申し上げますと、1つは広域

計画であるということで、小牧市さん、それから岩倉市さん、大口町さん、扶桑町さんの4市町の広域に渡った計画である特徴があります。

また、4ページの(3)のところですね。権利擁護支援の取組としての計画策定ということになっておりますけれども、成年後見制度利用促進計画という名前ではあるんですけども、国がそうしておりますように、本計画でも成年後見制度の利用促進にとどまらず、権利擁護全体に目配りをした計画を策定したいと考えております。

(5)ですけれども、国の次期利用促進基本計画との関係ということで、国においては次期利用促進基本計画の策定に向け、議論が継続中です。本計画において、結構作業として進んでおりますので、国の方向性については、7月に発表されました中間取りまとめの段階のものをベースとして整理いたしました。5ページ、計画の対象期間ですが、来年の4月1日からおおむね5年間と考えておりますが、適宜、見直しを行ってまいります。

6ページ。現状と課題でございますが、高齢者の状況を表にしてみっております。4市町の状況をご覧いただければと思います。大口町さんの高齢化率が、県よりも低くて22.9%。高いところで扶桑町さんが26.2%となっております。また右の7ページの表は、高齢者のいる世帯を分類したのですが、岩倉市さんが一人暮らしの高齢者世帯が、27.5%と少し抜けて高い数値が出ております。

これらの表から、概況として大口町さんは概して若い方が多いまちです。扶桑町さんは高齢者が比較的多いまちであり、かつ高齢者のいる世帯も多いですが、同居の世帯が比較的多いです。岩倉市さんは、高齢者1人暮らしの世帯の割合が非常に高く、高齢者夫婦のみ世帯の割合も高く、つまり、同居世帯が少ないという状況があります。小牧市さんにつきましては、高齢者夫婦のいる世帯割合がやや高いですけれども、全体として平均的な数値になっています。しかしながら、小牧市さんは広域であるため、市内の地域ごとに見れば、地域性があると考えられます。

7ページの下段、障害者の状況ですが、知的障害のある人と精神障害のある人の足した数字も、総人口に対する割合は1.6%から1.7%になります。ほぼ60人に1人が知的あるいは精神の障害をお持ちということになります。障害のある人の増減はどうかは単純には推定できませんけれども、障害のある人の高齢化や親亡き後の課題がございますので、今後、成年後見のニーズは高まると考えております。

9ページ、国の現状と課題ということを書いておりますが、それは省略させていただきます。10ページの当区域における現状と課題ということで、第2項の1に尾張北部権利擁護支援センターの設置の経緯を記しております。

私どものセンターの設立のきっかけは、小牧市さんで進められてきた協働提案事業化制度のもとで、市民団体から「小牧市権利擁護支援のあり方に関する検討事業」をテーマに応募がありまして、それをきっかけにセンター設置の検討が進みました。小牧市さんから働きかけがあり、岩倉市、大口町、扶桑町の3市町が、この働きかけに応じてい

ただきまして、4市町でスタートしたという経緯でございます。

尾張北部権利擁護支援センターのモデルは、約7年先行している尾張東部成年後見センターでございました。このモデルは、行政による広域NPO新設型として、厚生労働省の資料においても、先行モデルの1つとして取り上げられております。このような設立の経緯から、尾張北部権利擁護支援センターは、市民との協働と親和的であること、広域行政による共同設置であり一定の行政規模をもつことが大きな特徴となっております

11ページ、アンケート調査から見た課題は、これよりご説明しますので、省略させていただきます。

12ページの3、尾張北部権利擁護支援センターの相談実績から見た課題。少し整理の仕方を変えておりますので、説明させていただきます。当センターの3年間の相談実績を整理したのをご報告いたしましたけれども、改めて整理しまして、成年後見制度の利用の対象者は、一般に認知症の方、知的障害の方、精神障害の方といいますが、単にそれだけではない課題をお持ちの方が、対象となっております。13ページの上の枠の中に書いてありますように、一人暮らし、身近に身寄りがない、生活困窮している、虐待を受けている、経済的搾取を受けている、病院に緊急搬送された、未成年である、外国人である、視覚聴覚などの障害が重複している、家族それぞれ上記のような属性があるというようなことで、いろんな属性を抱えながら困っておられる方が、対象となっているということです。

13ページの第2段落で書いておりますように留意しなければならないのは、単独の担当者、単独組織で対応できることは少ない、成年後見人等がいなければ解決できない課題もありますけれども、成年後見人等が選ばれても、チームによる支援の継続が必要である場合が多いということになっております。

市町ごとの分析が、なかなか盛り込めておりませんが、15ページ。例えば、(7)外国人である場合というのを整理して書いておりますけど、小牧市さんの場合と岩倉市さんは、外国人の方の多く定住する地域であります。小牧市さんは、外国人の方は約1万人おみえでして、総人口の約15人に1人は外国人というような町になっております。そのような中で、ご本人の奥様が、中国人の方であったり、フィリピンの方であったり、外国の方であるケースとかも多く相談を受けておりますので、それなりの課題の解決が、必要かと考えております。

16ページにまいりまして、各市町にお尋ねして、それぞれの町が持つておられるネットワークの状況を記しております。この中で、表にしておりますけれども、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援、地域の見守りという5つに分けて整理しておりますが、これは国の整理に準じたものです。ざっと見ていただいて、高齢者福祉のネットワークが数多くあり、障害者はほとんど自立支援協議会があがっている。児童もそれなりの数があがっているということでございます。

あと、小牧市さんが一番数が多くて、町の方が少ないという印象がありますけれども、これは検討されていないということではなくて、大きな主たる組織の中で、項目をあげてご検討をされているという風にみております。なお、例えば 16 ページの最初の表の小牧市の高齢者虐待防止ネットワーク会議の後ろに(※)が付いていますが、こうした(※)が付いているところは、尾張北部権利擁護支援センターが委員として参加させていただいているものでございます。

次に 20 ページから、第 2 章ということで、国がいう権利擁護支援のめざす姿を国の資料からそのまま引用しております。

22 ページは、中間の取りまとめの基本的な考え方ということでありますけれども、このことについては前回の会議で、ご説明したので、省略させていただきます。

29 ページが第 3 章になっておりまして、現行、国の次期基本計画に照らした当区域における課題ということで、国が掲げている次期計画に照らして、本地区が当区域で何ができていないのかっていうことを整理しようとしたものです。第 1 節は、現行の計画における取り組みとの距離ですが、現行計画でいっている中核機関の設置とかで、広報機能の相談機能については、十分達成してきているという認識で、記しております。

30 ページの下段、第 2 節ということで、今後の計画との関係を検討しております。31 ページの図にありますように、これまで中核機関が、広報相談を中心に取組んでいた地域連携ネットワークの構築、これは、もうできているという風に考えております。次に下段の図でありますように互助と書いてありますけれども、地域を取り込んだ取組。右下に司法と書いてありますけれども、司法を取り込んだ、互助・司法・福祉の 3 点に枠を広げた取組が必要であるというのが、国の認識でございます。

そこで 32 ページ、上段に枠囲みで中に【課題】という風に記して記述しております。これは現状の課題として認識していることを囲み書いております。例えば、32 ページの上段の課題は、現状、尾張北部権利擁護支援センターでは、行政・福祉職、住民向けの研修会は積極的に行っているが、地域組織・司法関係者向けの研修は実施できていない、という課題があるという認識です。

2 の担い手の確保・育成というところで、市民後見人の育成・活躍支援ということで、すみません。【課題】のところの枠囲みを漏らしておりました。この地区では、市民後見人の養成事業はできていないということですね。

それから、法人後見の担い手の育成ということも、課題があります。尾張北部権利擁護支援センターは、中核機関として、必要最低限の法人受任をするということにしておりますので、この表にありますように 2019 年度末で 4 件だけの法人受任です。尾張東部権利擁護支援センターは、私どもの 26 万人に対して 46 万人の対象人口がありますが、受任件数は、58 件ということになっております。尾張東部も私どもと同様、必要最低限の法人受任というスタンスでやっている中で、これだけ 8 倍の差があるという現状があります。そうすると私どもが、法人受任のニーズに応えていない恐れがあると

いうことも、課題としてあげられるとっております。

33 ページは、専門職後見人の確保・育成の課題。それから、3 番目として、日常生活自立支援事業の実施体制ということが十分でない、社協さんに断らずに勝手に書いておりますけれども、これは下の表をご覧くださいますと、当区域内の 10 万人当たりの利用者数は、だいたい 32 人なんですけど、名古屋市の 63.7 人、あるいは全国の 45.3 人に比べて、低い数字となっております。4 市町の中でも差がある状況です。このことから、社協さんの日常生活自立支援事業についての連携した取組が必要ではないかと、考えられております。

34 ページです。広域及び相談機能強化とありますけれども、だんだん相談件数が増えていくと、私どもだけでは困難になり、1 次相談ということをお願いすることになります。けれども、1 次相談の 2 次相談という段階的な相談体制を組む時に注意が必要なのは、1 次相談で相談援護の課題の見落としがないようにすることが、大切であるということでございます。それから、受任者調整、後見人支援の課題等でございます。これについては、課題のところを読んでいただきたいという風に思っております。

35 ページには、国が、権利侵害があった場合の市町村の対応ということで、適切に市長申立をすること、あるいは利用支援事業について、対応をしっかりとすることをいってございまして、ご覧のような課題がある状況になっております。

36 ページに (6) 新たな連携・協力体制の構築とありますけれども、身元保証の問題、生活支援に関する問題等、今、地域で課題となっているサービスについて民間任せにするのではなくて、法的な支援が必要ではないかということが、課題となっております。

それで 38 ページにこの後、話し合いをしていただく課題がありまして、第 4 章はこの計画を今後どのようにするよ、と書くべきところを今回皆さんにお話し合いしていただくということで、記述しておりません。その部分を皆さんに話し合っていたきたいという風に思っております。当区域における課題の整理ということで、課題を挙げましたけれども、皆さんの視点からもう一度、課題を挙げていただきたいという風に思っております。

また第 2 節の 2 つ目のテーマにつきましても、広域計画を立てるということで、広域であることのメリットを生かした取組と、例えば市民後見人制度等も広域ならではの側面があると思います。あるいは、地域に密着した取組ということで、地域ごとにはこんな特色があるので、こういうことをセンターと一緒にやって行きたいというようなこともあろうかと思っております。

第 3 節は、話し合いのテーマ 3 ということで、それぞれ権利擁護の課題ということになると、登場人物が、行政・社会福祉協議会・事業所・専門職団体・地域等々あります。それぞれで、何を示すかということを一言いっておきたいということがありましたら、出していただきたいということでございます。

ちょっと時間が過ぎていますが、40 ページをご覧くださいまして、最後に、第 5 章

として計画の推進体制を書いております。第 1 節は、育てていく計画と書いてあります。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、こうした計画は、作って終わりではなくて、作ってからその計画を新しく発表された国の政策とか、予算とかを見ながら、育てていくというか、育てていくということが大切だと思っております。そのために、第 3 節の進捗確認・推進方法というところで記しておりますように、権利擁護の推進について、話し合う場を持ち続けることが大切かなということで、地域連携協議会というものの設置を予定し、記しております。これは国がいう中核機関の設置と協議会の設置ということを果たすためにも協議会の設置が必要という風に考えておる次第です。以上です。

【議題（2） 素案について意見交換】

○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。それでは、これからグループで今の説明を受けて、意見交換を話し合いたいと思います。進行役として、各グループに事務局からひとりずつ入っていただいております。また、1つのテーマ毎に、話し合われた内容を共有するため、グループの代表の方に発表をお願いします。この発表は、グループの中で名簿の上の方から順にお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは3つあるうちの1番目、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築」のための課題は何かという38ページのところですが、それについて、話しあっていたきたいと思っております。ぜひ積極的にご発言、よろしくお願いします。15分間ですので、2時15分までよろしくお願いします。

（各グループにて意見交換）

○朝倉委員長

それでは、まだまだ続いているとは思いますが、そろそろ時間になりますので、申し訳ありません。A班瀬瀬委員、B班日比野委員、C班宇野委員で報告をお願いしたいと思います。A班から1分程度で、話しあった内容の報告をお願いします。それでは、瀬瀬委員をお願いします。

○A委員

A班です。現場では、権利擁護の支援の必要性は理解しているんですけど、一支援者として、どこまで理解できているのだろうか。日常生活自立支援事業だとか、どこまで理解できているのだろうか。

施設ですと、相談員さんはわかっているけど、スタッフの理解が少ない。相談を受けられる方がそこまではいない。使おうという意識の少なさとか。相談支援専門員の方の年金の相談だとか多いのだけれど、相談員さんが疲れ切ってしまうと、後見人が就い

ていればもう少し、相談員さんも楽に仕事ができるというか、いい仕事ができるのではないかなあというところですよ。

施設の中にいると、地域連携ネットワークというのが、実際には、本人と後見人と施設の繋がりしかなくて、地域連携ネットワークとはいったい何なのかということだったり、疑問を抱くところが結構あったりするんで、地域連携ネットワークは、研修や広報でいろいろ言っていて、形ではわかっているのだけど、実際にどんなものか、どうしていったらいいのか、というのを体感できるような取組が必要ではないかというような話をしました。あとは、身元保証ですね、障害者の施設の方だと、高齢になって施設に入るときに身元保証人がいないとか、そういったことも問題になっているので、新たな取組を作っていく必要があるのではないかというのがありました。

○朝倉委員長

ありがとうございました。それでは続いて B 班、お願いいたします。

○B 委員

B 班では、連携の共有化する工夫というところで、少し議論をしまして、議論の中で、岩倉の電子連絡帳ののぼりネットと言いますが、そういったものを利用して、地域の連携をもう少し、深めていくツールがあるならば、そういったものを活用していくような方向でいいんじゃないか、ただ、その中でどうしても個人情報の問題が出てきて、例えば後見人であるとか福祉の方が、そういったののぼりネット、あるいは電子連絡帳の中に入っていいのかどうか、そういったような課題があるのではないかと。いずれにせよ、連携としての方向性としては、そういったことでもいいのかなということでもあります。

あと、まず地域連携ネットワークという言葉が、私自身どうしてもイメージができない部分があったので、そういった地域連携ネットワークのイメージというものをもう少し前面に出したりすることとか。その中で、特に医療の立ち位置というのが、どういった立ち位置なのか僕自身わかっていない部分があるので、今後もう少し明確化されるといいのかなと思いました。そういったことで、地域連携ネットワークをもう少しはっきりとした、あるいは役割を少し明確化するという意味で、「地域連携協議会」ですかそういったものが、その役割に登場するのかなあという風に思いました。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございました。それでは、C 班、お願いします。

○C 委員

私達のグループでは、やはり個人情報の問題というのが真っ先に挙がりました。地域で活躍していただいている民生委員さんであったり、老人クラブさんであったり、やはり地域住民の方の声から聞くという点では、最初となる方の個人情報がどこまでわかるかどうかということが、次の段階、ステップへの問題かなということ、皆さん思っておられます。そんな中で、やはり個人情報の問題がクリアされて、情報が連携に繋がって・・・ということじゃないのかなと思います。

また、成年後見人制度についても理解が…。やはり私はこういう場で働いていてもなかなか説明を全ての職員ができるかという難しいところがあります。そうなると、地域の住民さんの方も、ハードルが高いのかなあと思うので、そういったことをわかりやすく説明できる窓口であったり、研修会であったり、そんなようなものがあるといいのかなあと思っております。

あと、身元保証や、生活支援の仕組みの問題につきましては、過去と比べると、昨今、対象者が非常に複雑化してきているということと、やはり身内を看てもなかなか支援はいただけないというような方が多くいるのかなあということで、多数になってきているので、やはりその受けてというか、仕組み開発というのが、重要なことと話し合いました。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございました。

A 班 B 班 C 班それぞれから出ましたが、共通することとしましては、そもそも権利擁護の必要性を住民はもちろん、専門職自身が、まだまだ十分理解できていなくて浸透していないのではないか、というような課題。

それから、地域連携ネットワークといいながら、その実態が、本当にネットワークになっているのかどうか、限られた人だけの情報交換の場になっているのではないか、というようなこと、それから、電子のネットをもっと活用することによって、いろんな関係機関と情報共有ができるとはいいいながら、個人情報の問題がある。あと、ネットワークの場合も、それぞれの役割があり、医療、司法なども含めて、福祉の関係機関とも、それぞれ役割を具体的に示していく必要があるのではないか。

一番問題なのは、ネットワークといった時にイメージが持てないということと、ネットワークしようといっても社会資源がまだ、たぶん足りない。身元保証、生活支援などの課題が残されているということだと思います。そもそも、ネットワークは何のために必要かといったら、問題解決をしていくためですよね。問題解決をしていくためには、よりその人の生活の質を上げていくために、より多様な機関と繋がればつながるほど、問題解決のヒントは得られるだろうし、生活の質も向上するということなので、連携が作れているか作れていないかは、一人一人の生活に関わってくる、問題解決の中身に関わってくるという、すごく大事な、この成年後見の中では最も大事な課題の 1 つだと思います。これを具体的に皆が共有してイメージできないことには、具体化もできないと思いますので、その辺は、計画の中で詰めていくというのが、大切なことと改めて思いました。

それでは限られた時間ですので、2 つ目の課題、テーマに入ります。広域であることを生かした取組、地域に密着した取組について、やりたいこと、やるべきことについてのご提案をお願いします。今回は、10 分間ありますので、14 時 35 分くらいまで、お願いいたします。

(各グループにて意見交換)

○朝倉委員長

それでは、そろそろ発表の準備をお願いしたいと思います。

それでは、また今から、1分程度をお願いします。では、D委員、お願いします。

○D委員

それではA班です。第2課題としてでたところでは、2市2町、地域性や歩み寄りとかいろいろあるとは思いますが、広域だからできるという部分や、広域だからこそその課題もあると考えられます。尾張東部、名古屋あんしんセンターのようなところからもそういうご意見を聞いて言うてはどうか。今後、高齢化により相談自体は減ることはない、増えていくと思われま。一市民とか一後見人では限界があると思われる。小牧市はじめ、2市2町が集まった特性を生かして、市民後見人の養成というところは、まず第一にやっていただきたいあというような意見がでております。

○朝倉委員長

それではB班、E委員お願いします。

○E委員

広域でできることでしたら、システムの構築ですとか、あと市民後見人の育成等々、単一のエリアとか市町ではできないことをやはり、広域の力を使ってやって行くといかなあという意見がございました。またその反面、地域でできること、地域に密着したということですけど、これに関しては、先ほど議論の続きになるのかなあと思うのですが、いろいろと意見がございまして、地域では、情報をどう吸い上げて、どのように連携していくのかという部分が、地域密着として進めて行く課題ではないかというのでございました。以上でございます。

○朝倉委員長

ありがとうございました。それでは、C班F委員、よろしくお願いします。

○F委員

C班でございます。広域であることを生かした取組というところで、大口町は小さいということはあるんですが、非常にデータの集約というところで、広域になれば、大口町だけの傾向ではなくて、全体の傾向がわかれば、そういった対応がまたできるのではないかと、データを基にしたものがあれば、そのデータを使って活用した支援ができるのではないかと意見がありました。

あと、地域に密着した取組として、支援員さんとか地域の老人クラブの方の活躍の場にはなると思いますが、それを取り巻くネットワークの構築の改善も必要ですし、逆に、近所の方が支援するつもりで深入りしていると、その人の話したくないような情報をどんどん広がってってしまうので、その辺には、気を付けないといけない問題ではない

かという意見がでました。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございました。

広域では、やはり相談した内容について、情報についてなど、データを共有するシステム構築、問題解決の方法を共有できるような、そんなことが必要であるということ、市民後見人の養成ということが、共通していたと思います。

それから、地域ということでも、きめ細かな連携や、情報の共有、それから民生委員や老人クラブの人たちの活動、さらにそれらをサポートする体制ということですが、E委員の意見を聞いていて、アウトリーチというご意見が出ていまして、すごく大事だと思います。本当に権利擁護の中でどうしても潜在化してしまっていて、いつも後追いになって、しんどくなるということがある。できるだけ問題が起きないように小さいうちにキャッチできるというのは、地域密着というのは本当に大事だと思っています。ありがとうございました。

それでは次に、3つ目のテーマに入ります。地域の中で権利擁護を推進するため人関わりのある機関や団体などさまざまな関係者が存在します。それぞれのなすべきことについてのご提案をお願いします。また、10分間、14時50分まで、よろしくお願いいたします。

(各グループにて意見交換)

○朝倉委員長

それでは、A班からよろしくお願いいたします。

○G委員

A班、発表させていただきます。

専門職としての立場として、いろいろ後見人等の養成はしていただいているが、それも限界があるので、ぜひ後見ネットワークの中で、市民後見人を育てるところがあるといいねといったところと、NPO法人さんの中でも、よくネットワークというのはなかなか、簡易そうに思えるんですけど、よくわかってないんですよ。そのようなことが、お話として出ました。

あとは、いろいろ精神の方であったり、発達障害の方だとか、いろいろ誤解を生みやすかったりとかありますが、特性はいろいろあるので、ぜひ後見人が使えるということを知ってほしいということ。まずは、我々は、後見制度を理解してもらうということを普及啓発としていくことが、大切ではないかということがございました。

最後ですけど、我々みたいな専門職が、関わっている市民の方と関わっていない市民の方では、だいぶ、地域としての発見が遅れるなど、いろんなところで、デメリットがあるんじゃないかといったところ。意外と認知症の方でも、いきなり市役所に行く

のも敷居が高いなあということがあり、身近な人に相談できる、民生委員の方などのご理解をえて、ご相談ができるといいんじゃないかというのが出ました。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございました。B班お願いします。

○H委員

出た意見は、それぞれの立場で何ができるのかということでは、情報共有の部分で、それぞれがキャッチしたところで、繋げていくことが大事なんじゃないかとありました。情報がブロックされて、同じ後見人同士でわからないということでは、病名とかそういうのがわからなくても、この人はこういうところで困っているとか、後見人同士の間で、書けるカルテのようなのがあれば、お互いに共有できるかなということがありました。それは、生活支援の部分でも、メンタルの部分についても、そこで書ければいいかなあと思いますので、その人個人のカルテというのを作ったらいいかもしれないと思いました。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございます。次、I委員、お願いします。

○I委員

C班です。一言でいうと、認識を持つということが、非常に大事ななあと思います。また、一般の方に繰り返し繰り返し、この活動を周知させていただくということは、重要ではないかと思えます。

2点目にこういう場合は、非常にネットワークづくりにとって重要ではないかと思えます。いろんな方々がおられますので、いろんな方々の課題を出しやすいということと、それを知ることによって、初めて困っていることは何なのかということが、明確になりますので、それに基づいて何をするのか、それぞれの機関において、役割を決定していくという形が、非常に重要だと思います。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございました。

市民後見人の養成やそれを増やしていくこと。連携を重視させていくこと。そもそも制度を十分理解してもらおうということ、情報共有とそれをネットワークすること、それと個人カルテをちゃんと共有できるようなシステムを作っていくということ。身近な相談窓口の住民養成ですとか。このような場で共有していくことによって、より理解が深まって、いろんな専門職の人たちが、連携して情報交換、相談などをしていくことによって理解が深まっていくのではないかと、ということだったかと思えます。

すごい駆け足で3点、議論していただきました。たくさん意見を出していただいて、ありがとうございます。

まとめる時間がありませんが、私が思ったことで、やはり権利擁護というのは、人々の人権、個人の尊厳を思って、暮らしに深く介入することだと思います。だからそれを

どう地域の中で、出し合えるかというのは、先ほどから個人情報などありましたが、出し合うような地域を作らないと、この権利擁護はできないという時代になっていくのだと、隠してはいけないんだと、認知症になること、家族が壊れてしまうこと、いろんな事情があること、私たちに共通する課題なんだ、ということをごだけ地域の中で、共通認識をもてるか。本当によく言われますが「助けて」と言える地域を作っていけないと、専門職だけの連携ではできないということが、ここのいろんなところの機関の連携だったり、市民だったり、医療や司法といろんなところと繋がっていかないといけないということのポイントだったと思いますので、そういう意味では、信頼できるような関係をどう作るか、逆に言えば、助けてといえるためには、皆さんそうだと思いますけど、医者の前にこれまでの病名だってなんだって言うのは、それは専門職だからですよ、専門職として医者を信頼しているからですよ。そのような信頼をどれだけ市民の間に作っていいのかというのは、一朝一夕ではできませんが、今でも始めなければ、いつまでたってもできない、切羽詰まった状況だと思いますので、その信頼感をこの2市2町の中で、地道に作っていくということを始めたいこうというような計画になるといいなあとこの風に思いました。

それでは最後に事務局の前に、名古屋家裁の一宮支部の小栗主任書記官からコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【議題（3）その他】

○小栗オブザーバー

名古屋家裁一宮支部の小栗と申します。

今日は、いろいろ話を聴かせていただいて、これだけの機関の方が集まられて、地域連携ネットワークというのはどうだろうというところで、なかなか答えが見つからないといいますが、そういう部分もあって、難しいのだろうなあと思いました。

裁判所で、後見制度を利用している方の相談が、そういう方の関係でお話を伺うと、やはり本人さんがそれぞれ多種多様な課題があるのだと思います。それを支援していく地域連携ネットワークというものを作るうえで、最初にこういう形であるべきだとか、そういうふうを考えていくのはなかなか難しいのではないかと思います。ですので、既存の制度を利用したものを活用して、どんどんそれを1つの形に作り上げていくというようなことも、ひとつ、構築のためには考えられることなのかなあと聞いて思いました。

○朝倉委員長

ありがとうございました。それでは最後に事務局から、お願いします。

（3）その他

○山中センター長

大変駆け足で、忙しかったと思います。でも皆さんのご意見が聞けて、とても良かったと思っております。

今日は、第4章のことだけで議論をしていただきましたけれども、既に記述してある1章、2章、3章、そして5章についても、ご意見を賜ることができればと思っております。ペーパーを用意しておりますので、そのペーパーでファックスして送っていただく、または、記述内容は様式自由ですのでメールで送っていただいても結構ですので、ご連絡を賜ればと思います。ただ、この後、修正会議する時間がございませんので、10月の末日までにご連絡をいただきたいという風に思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、第4回の委員会、次回の委員会は11月30日火曜日を予定しております。会場が、今のところ小牧市のふれあいセンター2階ということを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは先生、最後の締めをよろしくお願い申し上げます。

○朝倉委員長

ありがとうございました。本日は皆さん闊達なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今、事務局がおっしゃったように、本当に良い計画になればと思っております。これで、この委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。